

2008年7月30日
明治安田損害保険株式会社

7月28日に発生した大雨の被害により災害救助法が 適用された地域の保険契約に関する特別措置について

このたびの7月28日に発生した大雨による被害について、以下の地域で災害救助法が適用されました。

弊社では、適用地域にお住まいのご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または弊社連絡先にお問合せください。

（※）契約継続の締結手続きは、災害救助法適用日から2週間、保険料のお支払いは、災害救助法適用日から2ヶ月間をそれぞれ限度として猶予させていただくものです。

<2008年7月30日現在>

災害救助法適用市町村	法適用日
<富山県> ・南砺市（なんとし）	2008年7月28日
<石川県> ・金沢市（かなざわし）	